

<講演記録>

法律と電子計算機[†]

Prof. Samuel Mermin*

初めに電子計算機によって影響を受けているいろいろ異なった領域について、一般的な事柄を申し上げて、そのあと二つの特別な例についてお話ししたいと思います。

初めに行政、司法、立法の各部門における機能を考えてみたいと思います。どんな連邦政府の機関にも一つ以上の電子計算機が現在保有されております。一つのきわめて顕著な例は国税局であり、ここではウェストバージニア州のマーティンスバーグにございます。中央の計算機にコンピュータを置いておまして、このコンピュータに対して7カ所の電子計算機化された地方センターからテープが送られてきます。

そして、もしこのコンピュータへの移管が行なわれなかったとすれば、その国税局はおそらく1億ぐらいにのぼる申告書、4億にのぼる申告書と照合される書類、それから1億5,000万にのぼるその機関それ自身が発行した書類などで埋まってしまうことでしょう。

電子計算機はそれらの書類の内容を比較して、抜けているところを指摘したり、簡単な計算上のエラーを見つけたりしております。

警察の領域でも、電子計算機による処理を通じて、多くの犯罪記録が取り扱われております。

地方行政のほうで申し上げますと、非常に多くのアメリカの裁判所ではコンピュータを使って、取り扱われた判例についての統計的データの作成という仕事、判事たちの仕事の負担をバランスさせる、あるいは法廷での事件のリストをつくるといったような仕事をしております。

立法の運営の問題ということですが、これもコンピュータによる影響を受けておまして、電子計算機がいくつもの立法領域——立法の対象の境界—

一をきめることに非常に役に立っております。したがって、一つの領域というものが相互に同じような人口を対象に行なわれているようなときに、この立法機関の毎日の仕事に関連して広く使われております。

その例として、たとえばウィスコンシン州には1967年にコンピュータ・システムを採用しましたが、それは法令集からの探索とか法律の中の改訂であるとか、足りないところをきちんとして出すとか、いまだ懸案になっているようないろんな問題を立法化するということとか、あるいは毎日の立法の機能である記録を保持して、それを解析しておく、といったことをやっております。

2番目に、いわゆる法律家の活動領域そのものに関する未必の故意 (negligence) というものがあります。たとえば飛行機の製造者が、飛行機の翼の振動をコンピュータでテストしないでいた。そして、これをしないということが専門家の意見や産業における一般的なやり方に反しているとすれば、これをしないということが未必の故意であります。

プログラムに関連して、パテントとか、コピーライトといった問題が出ております。

3番目に、裁判所における証拠の提出など、非常に大量のデータを処理した結果を、証拠として提出しなければならない場合があります。

4番目は、電子計算機が弁護士事務所自体の事務に役立っていることです。

5番目に、電子計算機が弁護士の法律ならびに判例などの検索に使われており、この点が私どもの考えとしては、弁護士がコンピュータを使う場合の中でもっとも意義の深い使い方ではないかと思えます。この点について若干の例をあげてみたいと思います。

アメリカの裁判所の判例——これはだいたい、300万の裁判に関連したものだそうですが——は、すでに500万ページも発行されております。しかもその

† 1969年5月21日 春季研究発表会における講演

* ウィスコンシン大学。

ほかに、連邦政府ならびに州政府から出されている約100万ページにのぼる条文、資料などがあります。

これらの中から必要なものを検索する伝統的なやり方は、多くの時間をかけて、関連文書を取り出していくわけです。

判例や条文を全部電子計算機に入れて、この中から必要なケースだけを引き出してくる。これが第1の方法です。

第2の方法は、コンピュータにすべての条文でなく、その要訳、あるいはキーワードだけを入れておくというやり方でありました。

第1の方法、つまりフルテキストを電子計算機の中に入れて検索することに関連してアメリカの弁護士協会とIBMと共同で行なわれた実験があります。

4人の代表的な弁護士さんをパネルとして、そのパネルに対して、判例検索の実験をやってみたわけですが、出てきた判例が、自分のほしいという判例ばかりとは限らなかったという事例があります。

ミシガン大学に、有料で法律の検索を行なうセンターがつくられました。判例のほうにはこれから入っていくわけです。

このセンターでペンシルバニア大学の法律学科の教授6人を使って、電子計算機で検索したものと、その6人の教授が集まって自分で検索したものとを比較しておりますが、その結果、電子計算機は非常にたくさんの、無関係な条文も検索してしまっております。それから若干の、本来関連すべき条文を落としていた。それからはっきりと関連した条文は、先生方が見つけた条文の2.5倍の数の条文をちゃんと検索したわけです。

それでフルテキストを計算機の中に入れておくという方法については、次に申し上げるような二つの特徴があります。

まず第1に、テキストをそっくりそのまま入れてしまうので、人間が誤ちをおかすおそれがない。

2番目は、必要な条文はすべて入っておりますから、実用上は格別の支障がないという点であります。

それに対して、判例をフルテキストで入れるということは、非常に金がかかるわけです。

したがって非常にたくさんの政府機関では、やはりダイジェスト、あるいはキーワードを入れておくことを実際にやっております、フルテキストを入れないというところも少なくございません。

そういう仕事を商売にしているところがござい

まして、ロー・リサーチ・インコーポレーテッドという会社ですが、これは1966年から、30の州に対して、ウエスタン・ユニオン・テレグラムという電報会社を通じて始めたわけですが、このシステムは、約300万の項目があって、アメリカのいろんな判例について、300万のアイテムが入っている。そして弁護士がウエスタン・ユニオンのオフィスに参りまして、そこに用意されているコードを使って、これこれのものがほしいということをいってやる。そうすると、数分のうちにコンピュータからそれに関連のある項目というものが引き出されてきて、そしてこの法律の何条に該当するであろうということがわかるわけです。

ところがコンピュータの中にはフルテキストが入っていないので、そこで、それではその何条を見ようと思うと、すぐこの条文を取り寄せたいというと、郵便でマイクロフィルムが送られてくるわけです。

そして似たようなシステムを世界的な広がりをもってやろうという企てもございます。コンピュータ・バンクにすべての国の判例・法律を入れておく。さらにマイクロフィルムを用意しておいて、もしフルテキストの希望があれば、それで応えるわけです。

最後に、いま非常に興味をもたれているのは、判決の結果の予測であります。アメリカにおいては非常にたくさんの人々が熱心に判決結果の予測という問題を研究していますが、これは弁護士が取り扱うよりは、主として政治学者によって興味もたれているわけです。その場合、うまく予測できるための条件は、同じ裁判所は似たような過去の判例に対して、同じ態度で判決をくだすということが重要な前提になるのではないかと思います。

しかしながらこのことの中には、非常にたくさん現実的困難が横たわっているわけです。まず第1に、同じ裁判所、それから同じ態度、そして似たような判例、この三つのことであります。もしまったく同じ人物が加わっていたにしても、裁判所が違うこと、あるいはその前のケースと似たような事件だといいつながら、態度が違っているかもしれません。そしてケース、判例そのものが似ているか、似てないかをきめるのは、けっして機械的なプロセスで出てくるものではない、といえますのは、ある判例が似ているか、似てないかは、たくさんの方々に事件をばらしてみまして、それらを評価して決定

されるものであって、どの判例がどの事実のカテゴリーに属して、それが前の例ではどうなって、現在のものとどう違うのか、それを全部見ていかなければいけない。

もしたまたま似たようなものが二つあって、どちらがよりよく似ているかということ調べるにしても、これはとうてい簡単なことではないということになるわけです。

つまり、事実の分析とか、事実の認定の方法といったものが、現在問題になっているものの中で何が重要なものとして考えられなければならないかという判断を含んだものであるからであります。

これらは価値の判断の問題でありまして、すべきである、あるいはこうであるべきであるというようなことにかかわる判断でございまして、多くの場合、担当する判事がきめる問題であります。

かりにこういうような機械論的な予測というもの、方法として非常に進歩してきたとしても、そのために、その結果として予測がよくあたるようになってくるといたしましても、それでも私は、まだそれが判事あるいは弁護士に与える影響はほとんどないだろうと考えております。

弁護士が自分の担当している事件を控訴・上告するか、しないかの判断をするのに、コンピュータの結果によって、彼の決心を変える可能性さえほとんどないのではないかという気持ちをいま持っています。

それから判事が、コンピュータがこういうふうにいっているから、この判決はこういうふうにするべきであるという形で、それに影響を受けるということもほとんどなくて、彼自身は自分の経験と、この事件に対する彼の洞察に基づいて判決をくだすであろ

うと判断いたします。

最後に私の考えを述べさせていただきますが、電子計算機というのは、おそらく価値の判断、パリュール・ジャッジメントに関しては役に立たないだろうということでもあります。

たとえば税金に関することで考えてみますと、電子計算機はなるほど申告書の中のもれを発見したり、あるいは計算上の間違いを発見したりということはできますけれども、しかしそれは、その税金の申告書を監査する人間の心にまでもとってかわってしまっていて、ある特定の法律の条文が、いま考えられている架空の状態に対して適用されるべきであるか否かといったことの判断まで、あえてやることはできないのではないかと思うわけです。

もう一つの例を申しますと、電子計算機を使っても、もし鉄道運賃がもっと上がったとすれば、いったいどのくらいの人たちが鉄道輸送からトラック輸送に切りかえるかという問題を調べた経験があるわけです。しかしながら、最終的にはどういうレートであるべきかということは、これはあくまでも人間の判断に任せられるべきことであって、ただ単にトラックがこれだけになったら鉄道からトラックになるというだけであるべきものではない。

そしてそれは逆に、値段を下げるという場合においてもそうでして、いろいろな結果というものを十分考えに入れた上で、人間が判断すべきものだと思えます。

そのように私は、法律論争を伴うような結果というふうなものは、電子計算機がけっして取り扱うことのできない価値の選び方に関する事柄を含んでいるものではないだろうかと思えます。